

# ガス小売供給約款【青梅市今井1丁目登録地点】新旧対照表

新	旧	
<p><b>2. この小売約款および変更の揭示等</b></p> <p>(1) ~ (3) 【省略】</p> <p>(4) 当社は、この小売約款を変更する場合は、原則として変更実施日の10日前までにその変更の内容 <u>および効力発生時期</u> を当社の事業所等に揭示して周知いたします。</p> <p>(5) ~ (6) 【省略】</p>	<p><b>2. この小売約款および変更の揭示等</b></p> <p>(1) ~ (3) 【省略】</p> <p>(4) 当社は、<u>ガス小売事業の登録の申請等に関する省令第3条第1項各号に規定する事項</u> を変更する場合は、原則として変更実施日の10日前までにその変更の内容を当社の事業所等に揭示して周知いたします。</p> <p>(5) ~ (6) 【省略】</p>	変更
<p><b>3. 用語の定義</b></p> <p>この小売約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。</p> <p>— 圧力 —</p> <p>(1) 「圧力」… ガス栓の出口におけるガスの静圧力（全てのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。<u>消費機器</u>使用中はこれより圧力は下がります。）をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。</p> <p>(2) ~ (3) 【省略】</p> <p>— ガス工作物 —</p> <p>(4) 「ガス工作物」… ガスの製造および供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます（(6) から <u>(13)</u> までの設備は全て「ガス工作物」にあたります。）。</p> <p>— 供給施設 —</p> <p>(5) 【省略】</p> <p>— 導管 —</p> <p>(6) ~ (8) 【省略】</p> <p>— 導管以外の供給施設 —</p> <p><u>(9)「整圧器」… ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。</u></p>	<p><b>3. 用語の定義</b></p> <p>この小売約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。</p> <p>— 圧力 —</p> <p>(1) 「圧力」… ガス栓の出口におけるガスの静圧力（全てのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。<u>ガス機器</u>使用中はこれより圧力は下がります。）をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。</p> <p>(2) ~ (3) 【省略】</p> <p>— ガス工作物 —</p> <p>(4) 「ガス工作物」… ガスの製造および供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます（(6) から <u>(11)</u> までの設備は全て「ガス工作物」にあたります。）。</p> <p>— 供給施設 —</p> <p>(5) 【省略】</p> <p>— 導管 —</p> <p>(6) ~ (8) 【省略】</p> <p>— 導管以外の供給施設 —</p>	変更  変更  追加

## ガス小売供給約款【青梅市今井1丁目登録地点】新旧対照表

新	旧	
<p><u>す。</u></p> <p><u>(10)</u> 「ガスメーター」… 料金算定の基礎となるガス使用量を計量するために用いられる計量器をいいます。</p> <p><u>(11)</u> 「マイコンメーター」… マイクロコンピュータを内蔵したガスメーターで、ガスの使用状態を常時監視し、漏えい、使用量の急増や長時間使用時等、あらかじめ当社が設定した条件に一致したときは、ガスを遮断する等の保安機能を有するものをいいます。</p> <p><u>(12)</u> 「ガス栓」… <u>ガス工作物の末端に設置され、消費機器への供給の開始または停止に用いる栓をいいます。</u></p> <p><u>(13)</u> 「メーターガス栓」… ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作するガス栓をいいます。</p> <p style="text-align: center;">— <b>消費機器</b> —</p> <p><u>(14)</u> 「<b>消費機器</b>」… ガスを消費する場合に用いられる機械または器具をいい、<b>消費機器</b>本体のほか給排気設備等の付属装置を含みます。</p> <p style="text-align: center;">— <b>その他の定義</b> —</p> <p><u>(15)</u> 「ガス工事」… 供給施設の設置または変更の工事をいいます。</p> <p><u>(16)</u> 「検針」… ガスの使用量（以下「使用量」といいます。）を算定するために、ガスメーターの指示値を目視または通信設備等により読み取ることをいいます。</p> <p><u>(17)</u> 「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。</p> <p><u>(18)</u> 「消費税率」… 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。</p>	<p><u>(9)</u> 「ガスメーター」… 料金算定の基礎となるガス使用量を計量するために用いられる計量器をいいます。</p> <p><u>(10)</u> 「マイコンメーター」… マイクロコンピュータを内蔵したガスメーターで、ガスの使用状態を常時監視し、漏えい、使用量の急増や長時間使用時等、あらかじめ当社が設定した条件に一致したときは、ガスを遮断する等の保安機能を有するものをいいます。</p> <p><u>(11)</u> 「メーターガス栓」… ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作するガス栓をいいます。</p> <p style="text-align: center;">— <b>ガス機器</b> —</p> <p><u>(12)</u> 「<b>ガス機器</b>」… ガスを消費する場合に用いられる機械または器具をいい、<b>ガス機器</b>本体のほか給排気設備等の付属装置を含みます。</p> <p style="text-align: center;">— <b>その他の定義</b> —</p> <p><u>(13)</u> 「ガス工事」… 供給施設の設置または変更の工事をいいます。</p> <p><u>(14)</u> 「検針」… ガスの使用量（以下「使用量」といいます。）を算定するために、ガスメーターの指示値を目視または通信設備等により読み取ることをいいます。</p> <p><u>(15)</u> 「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。</p> <p><u>(16)</u> 「消費税率」… 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>追加</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>



## ガス小売供給約款【青梅市今井1丁目登録地点】新旧対照表

新	旧	
<p><b>15. 供給施設等の検査</b></p> <p>(1) 【省略】</p> <p>(2) お客さまは、内管、ガス栓、<u>消費機器等</u>の検査を当社に請求することができます。この場合、検査の結果、法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料をご負担していただきます。</p> <p>(3) ～ (4) 【省略】</p>	<p><b>15. 供給施設等の検査</b></p> <p>(1) 【省略】</p> <p>(2) お客さまは、内管、ガス栓、<u>ガス機器等</u>の検査を当社に請求することができます。この場合、検査の結果、法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料をご負担していただきます。</p> <p>(3) ～ (4) 【省略】</p>	変更
<p><b>25. 保証金</b></p> <p>(1) 当社は5 (1) の申込みをされる方、または支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなかったお客さまから、供給の開始もしくは再開に先立って、または供給継続の条件として、その申込者またはお客さまの予想月額料金の3か月分(お客さまが設置している<u>消費機器</u>および将来設置を予定している<u>消費機器</u>、増設する供給施設ならびに前3か月分または前年同期の同一期間の使用量その他の事情を基準として算定いたします。)に相当する金額を超えない範囲内で保証金を預かることがあります。</p> <p>(2) ～ (5) 【省略】</p>	<p><b>25. 保証金</b></p> <p>(1) 当社は5 (1) の申込みをされる方、または支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなかったお客さまから、供給の開始もしくは再開に先立って、または供給継続の条件として、その申込者またはお客さまの予想月額料金の3か月分(お客さまが設置している<u>ガス機器</u>および将来設置を予定している<u>ガス機器</u>、増設する供給施設ならびに前3か月分または前年同期の同一期間の使用量その他の事情を基準として算定いたします。)に相当する金額を超えない範囲内で保証金を預かることがあります。</p> <p>(2) ～ (5) 【省略】</p>	変更 変更
<p><b>39. 供給施設の保安責任</b></p> <p>(1) ～ (2) 【省略】</p> <p>(3) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、3 (8) <u>および(14)等</u>に規定する内管および<u>消費機器等</u>について、お客さまの承諾を得て検査いたします。また、当社は、その検査の結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。なお、調査の際はお客さまの立会が必要となります。</p>	<p><b>39. 供給施設の保安責任</b></p> <p>(1) ～ (2) 【省略】</p> <p>(3) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、3 (8) に規定する内管および<u>ガス機器等</u>について、お客さまの承諾を得て検査いたします。また、当社は、その検査の結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。なお、調査の際はお客さまの立会が必要となります。</p>	変更 変更

## ガス小売供給約款【青梅市今井1丁目登録地点】新旧対照表

新	旧	
<p><b>40. 周知および調査義務</b></p> <p>(1) 【省略】</p> <p>(2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等の消費機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。その調査の結果、これらの消費機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。</p> <p>(3) 当社は、(2) のお知らせに係る消費機器について、ガス事業法令の定めるところにより、再び調査いたします。</p>	<p><b>40. 周知および調査義務</b></p> <p>(1) 【省略】</p> <p>(2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。</p> <p>(3) 当社は、(2) のお知らせに係るガス機器について、ガス事業法令の定めるところにより、再び調査いたします。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
<p><b>41. 保安に対するお客さまの協力</b></p> <p>(1) ～ (3) 【省略】</p> <p>(4) 当社は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、それに要する費用をお客さまに負担していただくことがあります。また、場合によっては使用をお断りすることがあります。</p> <p>(5) ～ (6) 【省略】</p>	<p><b>41. 保安に対するお客さまの協力</b></p> <p>(1) ～ (3) 【省略】</p> <p>(4) 当社は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設、ガス機器について、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、それに要する費用をお客さまに負担していただくことがあります。また、場合によっては使用をお断りすることがあります。</p> <p>(5) ～ (6) 【省略】</p>	<p>変更</p>
<p><b>42. お客さまの責任</b></p> <p>(1) 【省略】</p> <p>(2) お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取り扱いに注意を要する特殊な消費機器を設置、もしくは撤去する場合またはこれらの消費機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社の承諾を得ていただきます。</p>	<p><b>42. お客さまの責任</b></p> <p>(1) 【省略】</p> <p>(2) お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取り扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置、もしくは撤去する場合またはこれらのガス機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社の承諾を得ていただきます。</p>	<p>変更</p>

## ガス小売供給約款【青梅市今井1丁目登録地点】新旧対照表

新	旧	
<p><b>4 3. 使用場所への立入り</b></p> <p>当社は、<u>次の各号に掲げる作業のため必要な場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの供給施設または消費機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。また、保安のため必要な場合には、ガス小売供給契約を解約された後であっても、立ち入ることを承諾いただきます。</u></p> <p>なお、お客さまの求めに応じ、係員は所定の証明書を提示いたします。</p> <p>①～⑦【省略】</p>	<p><b>4 3. 使用場所への立入り</b></p> <p>当社は、<u>ガス小売供給契約を解約された後であっても次の各号に掲げる作業のため必要な場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの供給施設またはガス機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。</u>なお、お客さまの求めに応じ、係員は所定の証明書を提示いたします。</p> <p>①～⑦【省略】</p>	変更
<p><b>付 則</b></p> <p>1. この小売約款の実施期日</p> <p>この小売約款は、<u>令和元年10月1日</u>から実施いたします。</p> <p><u>2. この小売約款の実施に伴う切り替え措置</u></p> <p><u>当社は、令和元年9月30日以前から継続して供給し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までに支払義務が初めて発生するものについては、この小売約款の変更前のガス小売供給約款に基づき料金を算定するものいたします。</u></p> <p><u>3. この小売約款の表記に関する経過措置</u></p> <p>当社は、当面の間、この小売約款の名称を「簡易ガス供給約款」と表記することがあります。</p>	<p><b>付 則</b></p> <p>1. この小売約款の実施期日</p> <p>この小売約款は、<u>平成29年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p><u>2. この小売約款の表記に関する経過措置</u></p> <p>当社は、当面の間、この小売約款の名称を「簡易ガス供給約款」と表記することがあります。</p>	変更 追加 変更

## ガス小売供給約款【青梅市今井1丁目登録地点】新旧対照表

新	旧																	
<p>(別表第3) 適用する料金表</p> <p>1. ~ 2. 【省略】</p> <p>3. 料金表A (消費税等相当額を含みます。)</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1か月およびガスメーター1個につき</td> <td style="text-align: center;"><u>742.50円</u></td> </tr> </table> <p>(2) 基準単位料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: center;"><u>497.93円</u></td> </tr> </table> <p>(3) 調整単位料金 (2)の基準単位料金を基に23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>4. 料金表B (消費税等相当額を含みます。)</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1か月およびガスメーター1個につき</td> <td style="text-align: center;"><u>1,259.50円</u></td> </tr> </table> <p>(2) 基準単位料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: center;"><u>433.31円</u></td> </tr> </table> <p>(3) 調整単位料金 (2)の基準単位料金を基に23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p>	1か月およびガスメーター1個につき	<u>742.50円</u>	1立方メートルにつき	<u>497.93円</u>	1か月およびガスメーター1個につき	<u>1,259.50円</u>	1立方メートルにつき	<u>433.31円</u>	<p>(別表第3) 適用する料金表</p> <p>1. ~ 2. 【省略】</p> <p>3. 料金表A (消費税等相当額を含みます。)</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1か月およびガスメーター1個につき</td> <td style="text-align: center;"><u>729.00円</u></td> </tr> </table> <p>(2) 基準単位料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: center;"><u>488.88円</u></td> </tr> </table> <p>(3) 調整単位料金 (2)の基準単位料金を基に23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>4. 料金表B (消費税等相当額を含みます。)</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1か月およびガスメーター1個につき</td> <td style="text-align: center;"><u>1,236.60円</u></td> </tr> </table> <p>(2) 基準単位料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: center;"><u>425.43円</u></td> </tr> </table> <p>(3) 調整単位料金 (2)の基準単位料金を基に23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p>	1か月およびガスメーター1個につき	<u>729.00円</u>	1立方メートルにつき	<u>488.88円</u>	1か月およびガスメーター1個につき	<u>1,236.60円</u>	1立方メートルにつき	<u>425.43円</u>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
1か月およびガスメーター1個につき	<u>742.50円</u>																	
1立方メートルにつき	<u>497.93円</u>																	
1か月およびガスメーター1個につき	<u>1,259.50円</u>																	
1立方メートルにつき	<u>433.31円</u>																	
1か月およびガスメーター1個につき	<u>729.00円</u>																	
1立方メートルにつき	<u>488.88円</u>																	
1か月およびガスメーター1個につき	<u>1,236.60円</u>																	
1立方メートルにつき	<u>425.43円</u>																	

## ガス小売供給約款【青梅市今井1丁目登録地点】新旧対照表

新	旧					
5. 料金表C（消費税等相当額を含みます。） (1) 基本料金	5. 料金表C（消費税等相当額を含みます。） (1) 基本料金	変更				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1か月およびガスメーター1個につき</td> <td style="text-align: right; color: red;"><u>2,821.50円</u></td> </tr> </table>	1か月およびガスメーター1個につき	<u>2,821.50円</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1か月およびガスメーター1個につき</td> <td style="text-align: right; color: red;"><u>2,770.20円</u></td> </tr> </table>	1か月およびガスメーター1個につき	<u>2,770.20円</u>	変更
1か月およびガスメーター1個につき	<u>2,821.50円</u>					
1か月およびガスメーター1個につき	<u>2,770.20円</u>					
(2) 基準単位料金	(2) 基準単位料金	変更				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right; color: red;"><u>381.23円</u></td> </tr> </table>	1立方メートルにつき	<u>381.23円</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: right; color: red;"><u>374.30円</u></td> </tr> </table>	1立方メートルにつき	<u>374.30円</u>	変更
1立方メートルにつき	<u>381.23円</u>					
1立方メートルにつき	<u>374.30円</u>					
(3) 調整単位料金 (2)の基準単位料金を基に23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。	(3) 調整単位料金 (2)の基準単位料金を基に23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。					